

日本レコード協会規格

RIS 503 -2004

国際標準レコーディングコード  
( I S R C )

1989年11月24日制定

1993年9月2日改正

2004年1月30日改正

社団法人 日本レコード協会

# 日本レコード協会規格

RIS 503 - 2004

## 国際標準レコーディングコード( ISRC )

1. **適用範囲** この規格は、日本の登録者が製作又は発売するオーディオ及び音楽ビデオレコーディングを識別管理するために用いられる国際標準レコーディングコード( 以下、ISRCという )について規定する。

2. **引用規格** 次に挙げる引用規格は、その最新版( 追補を含む。 )を適用する。

JIS X 0304	国名コード
JIS X 0308	国際標準レコーディングコード( ISRC )
RIS 505	ISRC管理運営規程

3. **ISRCの基本原則** ISRCの基本原則を、次に示す。

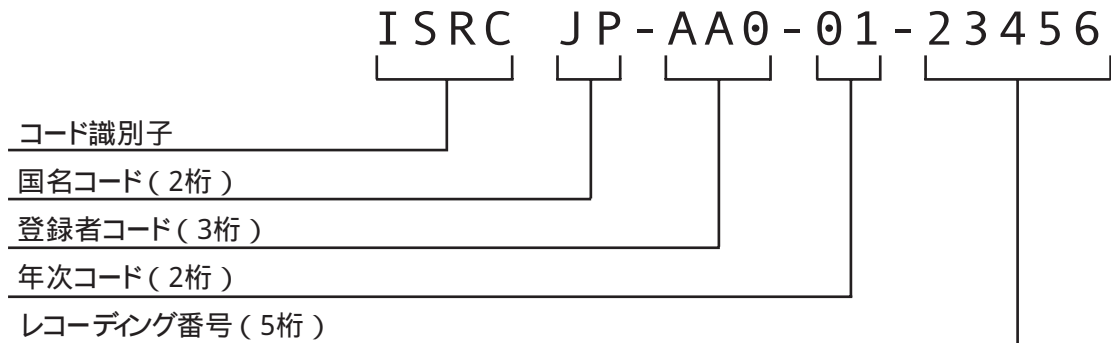
- (1) すべてのレコーディングは、固有で一義的なISRCを持たなければならない。
- (2) 登録者は、国内ISRC登録管理機関によって付与された登録者コードでのみISRCを付与することができる。
- (3) 新たに製作されたレコーディング及び変更が加えられたレコーディングのすべてに対して、常に新しいISRCを割り当てなければならない。
- (4) 元の登録者が、そのレコーディングを発行したあとに、変更を加えないで譲渡したときは、同じISRCを用いなければならない。
- (5) 既存のレコーディングに割り当てられたISRCの再使用は認められない。
- (6) ISRCはレコーディングを識別するためのコードであり、そのものがレコーディングの権利者を示すものではない。
- (7) ISRCはオーディオ又はオーディオビジュアルの媒体の分類・番号付けなどに使用してはならない。

4. **レコーディングの種類** ISRCによって識別管理するレコーディングの種類は、その使用目的によって次のとおり区分する。

- 4.1. **オーディオレコーディング** 音楽作品の演奏など、オーディオのみで構成されるレコーディング( 収録及び編集の作業によって得られた成果 )。
- 4.2. **音楽ビデオレコーディング** 音楽作品の演奏のレコーディングによって全体又は実質的部分が構成されるようなオーディオを、映像とともに固定したもの。

5. ISRCの構成及び様式 ISRCは、アラビア数字(0～9)及び英大文字(A～Z)を用いた12桁の英数字で構成し、次の順序による4つの要素に区分する。

なお、ISRCを印刷又はその他の方法によって視覚的に表すときは、冒頭にコード識別子“ISRC”の文字をつけ、続いてISRCの4つの要素を相互にハイフン( )で区切って記述しなければならない。



5.1. 国名コード 国名コードは、ISRCが付与された時点での登録者の本社が所在する国を識別する。但し、数カ国で業務を行うグループ企業に所属する場合には、国内業務組織が所在する国で登録することができる。

このコードは、JIS X 0304に規定されたコードに従って、英字2文字によって構成しなければならない。

日本の国名コードは“JP”である。

5.2. 登録者コード 登録者コードは、ISRCが割り当てられたときのレコーディングの製作者(又は、その製作者がISRCが付与される以前にそのレコーディングをすべての権利と共に譲渡したときは、その取得者)を識別する。

このコードは、RIS 505に基づき国内ISRC登録管理機関が割り当てた英数字3桁の登録者コードを用いる。

5.3. 年次コード 年次コードは、レコーディングに対してISRCが割り当てられた年を識別する。年次コードは、ISRCが割り当てられた西暦年の下2桁の数字によって構成しなければならない。この要素は、登録者が付与しなければならない。

例 98 = 1998年  
01 = 2001年

5.4. レコーディング番号 レコーディング番号は“00000”を除く5桁の数字で、登録者が付与しなければならない。レコーディング番号は、年次コードによって示される同一年の中で重複して付与してはならない。番号がレコーディング番号の桁数に満たない場合には、先頭に“0”を付加し、5桁として付与しなければならない。

例 00476  
00477

## 6. ISRCの記録

- 6.1. **デジタル形式** ISRCは、オーディオレコーディング又は音楽ビデオレコーディングのデジタル形式による発行物の中に、永続的及び安定的に記録されなければならない。
- 6.2. **アナログ形式** ISRCは、オーディオレコーディング又は音楽ビデオレコーディングのアナログ形式による発行物の中に、永続的及び安定的に表示又は記録されることが望ましい。
- 6.3. **文書** ISRCは、特定のオーディオレコーディング又は音楽ビデオレコーディングとともに発行されたすべての申請・許諾文書の中に、永続的及び安定的に含める。

## 7. ISRCの管理・運営

- 7.1. **国内ISRC登録管理機関** 国内ISRC登録管理機関は、登録者に対してJIS X 0304に従った国名コードを周知するとともに、製作者(又はレコーディングに対する登録者の資格を満たす権利者)に対して、登録者コードを割り当てなければならない。

日本における国内ISRC登録管理機関は、国際ISRC登録管理機関であるIFPIから指名を受けた社団法人日本レコード協会がこの責務を果たす。

国内ISRC登録管理機関は、この規格で規定されるISRCの国内における管理運営の具体的な方法について、別途の規程により定めることができる。

- 7.2. **登録者** 登録者は、レコーディングに対してISRCを割り当てる義務がある。ISRCの年次コード及びレコーディング番号は、登録者が付与及び管理を行う。

登録者は、そのISRC付与に関する正確な記録を、下記の最低情報項目と併せて管理しなければならない。また、国内ISRC登録管理機関の要求があるときは、ISRCを付与したオーディオレコーディング又は音楽ビデオレコーディングに関する詳細を報告しなければならない。

- (ア) ISRC
- (イ) レコーディング区分(オーディオ/音楽ビデオ)
- (ウ) 曲名
- (エ) アーティスト名(歌手、指揮者、独奏者、オーケストラなど、できるだけ詳細に)
- (オ) 作詞者名
- (カ) 作曲者名
- (キ) 編曲者名
- (ク) 収録時間(1曲あたり)
- (ケ) ジャンル
- (コ) 原盤製作者
- (サ) I/Lの区別(外国原盤/国内原盤の識別)
- (シ) I/V/Kの区別(演奏のみ/ボーカル入/カラオケの識別)
- (ス) ライブ区分(スタジオ録音/ライブ録音の識別)
- (セ) 作品コード
- (ソ) レコーディングマスタ完成年月日

## 国際標準レコーディングコード( ISRC ) 解説

1. **規格制定・改正の経緯** パッケージメディアのデジタル化，AV複合化と，デジタル伝送メディアの多様化，高度化を背景に，社団法人日本レコード協会（RIAJ）では，デジタル伝送時代に備えた基盤整備を目的として，1986年に国際規格（ISO 3901）として制定された“国際標準レコーディングコード（ISRC）”の採用を決定し，“ISRC運用基準（RIS 503）”を制定した（1989年11月）。

以後，会員各社をはじめ，規模に拘わらず多数のレコード会社が，この基準に則り社内体制の整備を図りつつ，順次ISRCの導入を開始している。

今回の改正は，国内外の規格改正（ISO 3901:2001，JIS X 0308:2002）を受け，それら規格との整合性を図りつつ，さらに国際ISRC登録管理機関（IFPI）が作成・発行する“ISRC Handbook”に柔軟に対応すべく，国内運用規程類の全面的な改正を行ったものである。

2. **この規格の概要** これまでのこの規格には，国内外規格で規定されている内容のほかに，実務上の手引書としての記述もあった。しかし，規格制定後に発行された“ISRC完全マニュアル”（現「RIS 505 ISRC管理運営規程 別冊」）が手引書としての役割を担うことになったため，今回の改正でこの規格はISRCの概要と基本原則のみの構成とし，表題も“ISRC運用基準”から“国際標準レコーディングコード（ISRC）”へと改めた。

なお，この規格の内容は，国際的な整合性を保持するため，国際規格（ISO 3901），日本工業規格（JIS X 0308，以下JIS規格）及び国際ISRC登録管理機関（IFPI）発行の“ISRC Handbook”に準拠している。

3. **主な改正点** 改正されたJIS規格及び“ISRC Handbook”（2003年版）に基づき，主に以下の点について改正を行った。

(1) **適用範囲 [本体の1.]** 前規格では，“日本のレコード会社が製作・発売するオーディオ及び音楽用AVレコードに収録されたレコーディング”を適用範囲としていたが，この規格では，“日本の登録者が製作又は発売するオーディオ及び音楽ビデオレコーディング”と改めた。これは，オーディオ及び音楽用AVレコードを発売するレコード会社を対象としていた従来の国内運用を拡大したためである。

(2) **ISRCの基本原則 [本体の3.]** JIS規格及び“ISRC Handbook”の記述に従い，より端的な表現に改めた。

(3) **音楽ビデオレコーディング [本体の1.及び4.]** JIS規格の用語変更に伴い，“オーディオビジュアルレコーディング”をこの規格では“音楽ビデオレコーディング”に改めた。

ビデオ及びオーディオビジュアルのレコーディングの識別については，2002年に規格化されたISAN（国際標準視聴覚資料番号；ISO 15706）との適用範囲重複を防ぐため，JIS規格の改正において，ISRCの適用範囲が“音楽演奏のオーディオレコーディングに映像を同期（シンクロ）させたレコーディング”や，“音楽演奏会の映像及びオーディオを収録したレコーディング”に制限され，用語も明確な表現に改められた。

なお、音楽ビデオレコーディングにISRCとISANのいずれを適用するかは、ビジネス上の動機によるものであり、レコーディング製作者の意思による。しかし、レコード産業のビジネスではISRCによる識別が通常想定されているので、これらのレコーディングにはISRCが付与されることが望ましい。

- (4) ISRCの構成及び様式 [本体の5.] JIS規格の改正に伴い、一部の用語を改めた。

1993年版	2004年版
会社コード	登録者コード
レコーディング年コード	年次コード

- (5) 登録者コード [本体の5.2.] 前規格では、“レコードの発売会社”と定義されていたが、対象とするレコーディングの製作者の範囲拡大に伴い、JIS規格の定義と整合性のある表記に改めた。  
また、前規格では、このコードの3桁目に特定の数字を用いることにより、オーディオレコーディング(3桁目が“0”)とオーディオビジュアルレコーディング(3桁目が“8”)とを識別する国内運用を規定していたが、今回その規定を廃止することとした。それに伴い、前規格にあったコードの例は削除した。
- (6) 年次コード [本体の5.3.] これまでの規格では、収録及び編集の全行程が終了した年と定義されており、ISRCが識別するレコーディングの録音年を示すコードと位置付けられていた。しかし、既存レコーディングの再発行時等のケースで、オリジナルの録音年に遡ることによる重複付番の危険性が指摘されたため、ISOではこのコードを“ISRCが割り当てられた年”という定義に改め、実践の簡素化を図るとともに、オリジナルの録音年の情報は関連するデータベース上で保持することを推奨した。この定義変更に伴い、用語も“年次コード(year of reference element)”と改められたため、この規格もそれに従う表記に改めた。
- (7) レコーディング番号 [本体の5.4.] この5桁の要素は、前規格では“レコーディング番号”と“レコーディング細目番号”の二つの要素として定義されていたものを統合したものである。  
以前の二つの要素について、これまでの国際規格で定められた規定に従う場合、5桁の番号として付与できる最大限のコード容量(00000～99999)を生かせないという問題があった。この問題を解消し、ISRCを付与する方式における最大限の自由度を登録者に提供するために、これらの要素を統合し、5桁の“レコーディング番号”として新たに定義した。
- (8) ISRCの記録 [本体の6.] 前規格では、コンパクトディスクへのISRC記録を想定して、ISRCのエンコード方法についての説明を記載していた。しかし、媒体によってその手順や方法が異なることから、エンコード方法は別途 RIS 505別冊で用意し、この規格ではJIS規格に倣って原則の表記のみに留めることとした。

4. 原案作成委員会 この規格の原案作成は、ISRCワーキングチームが担当した。

#### ISRCワーキングチーム構成表

(委員)	関	宏	ビクターエンタテインメント(株)	管理本部総務グループ
	鳥越	信幸	ユニバーサルミュージック(株)	管理本部購買部
	中井	潤一	東芝EMI(株)	ヴァージン本部長室
	齋藤	成人	(株)ソニー・ミュージックジャパンインターナショナル	A&Rアドミニストレーション部
	福井	利行	(株)ポニーキャニオン	経営情報本部情報技術部
	田口	幸太郎	ワーナーエンターテイメントジャパン(株)	業務本部
	荒井	洋一	エイベックス(株)	編成本部編成部
(事務局)	内村	幸雄	(社)日本レコード協会	情報・技術部
	畑	陽一郎	(社)日本レコード協会	法務部
	藤岡	浩子	(社)日本レコード協会	情報・技術部

---

---

審議改正： 社団法人 日本レコード協会 情報・技術委員会 (2004.1.16)

原案作成： ISRCワーキングチーム (2004.1.7)

発行： 社団法人 日本レコード協会

東京都中央区銀座7-16-3 日鐵木挽ビル (〒104-0061)

電話 (03) 3541-4411 ~ 4

---

---